

平成 29 年 度

各 会 計 予 算 書

芦 屋 市



## 第21号議案

### 平成29年度芦屋市一般会計予算

平成29年度芦屋市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,310,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山中 健

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 市税		千円 22,169,443
	01 市民税	12,695,742
	02 固定資産税	7,280,574
	03 軽自動車税	40,546
	04 市たばこ税	258,531
	06 入湯税	23,734
	08 事業所税	52,817
	10 都市計画税	1,817,499
02 地方譲与税		155,000
	01 地方揮発油譲与税	43,000
	02 自動車重量譲与税	112,000
03 利子割交付金		36,000
	03 利子割交付金	36,000
04 配当割交付金		251,000
	04 配当割交付金	251,000
05 株式等譲渡所得割交付金		137,000
	05 株式等譲渡所得割交付金	137,000
06 地方消費税交付金		1,345,000
	06 地方消費税交付金	1,345,000
07 ゴルフ場利用税交付金		3,000
	07 ゴルフ場利用税交付金	3,000
09 自動車取得税交付金		54,000
	09 自動車取得税交付金	54,000
10 地方特例交付金		40,000
	10 地方特例交付金	40,000
11 地方交付税		870,000
	11 地方交付税	870,000
12 交通安全対策特別交付金		13,000
	12 交通安全対策特別交付金	13,000

款	項	金額
20 分担金及び負担金		千円 333,472
	01 分担金	200
	02 負担金	333,272
21 使用料及び手数料		1,463,301
	01 使用料	1,290,401
	02 手数料	172,900
22 国庫支出金		5,368,054
	01 国庫負担金	3,254,345
	02 国庫補助金	2,089,026
	03 国庫委託金	24,683
23 県支出金		2,028,153
	01 県負担金	1,304,499
	02 県補助金	511,464
	03 県委託金	212,190
24 財産収入		1,297,429
	01 財産運用収入	112,898
	02 財産売却収入	1,184,531
25 寄附金		57,853
	25 寄附金	57,853
26 繰入金		4,977,210
	01 基金繰入金	4,332,210
	02 他会計繰入金	645,000
27 繰越金		1
	27 繰越金	1
28 諸収入		1,197,184
	01 預金利子	50
	02 延滞金, 加算金及び過料	30,400
	03 貸付金元利収入	45,929
	04 公営企業貸付金元利収入	292,593
	20 雑入	828,212
29 市債		4,513,900

款	項	金額
	29 市債	千円 4,513,900
歳入	合計	46,310,000

歳 出

款	項	金 額
01 議会費		千円 511,564
	01 議会費	511,564
02 総務費		7,185,632
	01 総務管理費	6,339,469
	02 徴税費	477,997
	03 戸籍住民基本台帳費	265,954
	04 選挙費	64,718
	05 統計調査費	11,757
	06 監査委員費	25,737
03 民生費		14,327,670
	01 社会福祉費	5,306,225
	02 老人福祉費	1,926,872
	03 児童福祉費	5,787,018
	04 生活保護費	1,295,691
	05 災害救助費	11,864
04 衛生費		3,668,661
	01 保健衛生費	2,025,661
	02 清掃費	1,596,002
	03 上水道費	46,998
05 労働費		21,963
	02 労働諸費	21,963
06 農林水産業費		21,696
	06 農林水産業費	21,696
07 商工費		160,430
	07 商工費	160,430
08 土木費		8,394,889
	01 土木管理費	84,563
	02 道路橋梁費	1,136,711
	04 都市計画費	3,263,350
	05 住宅費	3,910,265

款	項	金額
09 消防費		千円 1,905,625
	09 消防費	1,905,625
10 教育費		4,949,731
	01 教育総務費	1,141,813
	02 小学校費	679,024
	03 中学校費	468,406
	05 幼稚園費	528,155
	06 社会教育費	1,370,595
	07 保健体育費	761,738
11 災害復旧費		5,000
	01 公共施設災害復旧費	5,000
12 公債費		5,115,469
	12 公債費	5,115,469
13 諸支出金		1,670
	01 普通財産取得費	1,670
30 予備費		40,000
	30 予備費	40,000
歳 出	合 計	46,310,000



第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
02総務費	01総務管理費	分庁舎跡地整備事業	869,090	平成29年度 平成30年度	619,509 249,581

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
阪神福祉事業団のななくさ 育成園移転改築整備工事資金 借入金にかかる損失補償	平成30年度から 平成50年度まで	千円 65,836

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等整備事業	464,500	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えすることができる。
認定こども園整備事業	335,300			
緊急・災害時要援護者対策事業	7,000			
道路橋梁整備事業	214,100			
公園整備事業	33,700			
市街地再開発事業	16,600			
公営住宅建設事業	2,123,500			
改良住宅建設事業	99,000			
消防防災施設整備事業	409,300			
小学校施設整備事業	326,600			
中学校施設整備事業	168,700			
社会教育施設整備事業	235,600			
臨時財政対策債	80,000			



## 第 2 2 号議案

### 平成 2 9 年度芦屋市国民健康保険事業特別会計予算

平成 2 9 年度芦屋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,983,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000 千円と定める。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

芦屋市長 山 中 健

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 国民健康保険料		千円 2,577,318
	01 国民健康保険料	2,577,318
02 使用料及び手数料		800
	01 手数料	800
03 国庫支出金		1,832,337
	01 国庫負担金	1,770,024
	02 国庫補助金	62,313
04 前期高齢者交付金		3,061,591
	01 前期高齢者交付金	3,061,591
05 療養給付費等交付金		119,353
	01 療養給付費等交付金	119,353
06 県支出金		556,661
	01 県負担金	93,000
	02 県補助金	463,661
07 共同事業交付金		2,820,454
	01 共同事業交付金	2,820,454
08 財産収入		30
	01 財産運用収入	30
09 繰入金		1,001,019
	02 他会計繰入金	1,001,019
10 繰越金		2
	01 繰越金	2
11 諸収入		13,435
	02 延滞金, 加算金及び過料	7,300
	20 雑入	6,135
歳 入	合 計	11,983,000

歳 出

款	項	金 額
01 保険総務費		千円 220,358
	01 保険管理費	220,358
02 保険給付費		7,171,081
	01 療養諸費	7,113,981
	02 任意給付費	57,100
03 老人保健拠出金		36
	01 老人保健拠出金	36
04 後期高齢者支援金等		1,187,803
	01 後期高齢者支援金等	1,187,803
05 前期高齢者納付金等		5,125
	01 前期高齢者納付金等	5,125
09 介護納付金		472,484
	01 介護納付金	472,484
10 共同事業拠出金		2,785,632
	01 共同事業拠出金	2,785,632
11 保健事業費		112,838
	01 保健事業費	40,458
	02 特定健康診査等事業費	72,380
12 公債費		1
	01 公債費	1
13 諸支出金		12,642
	01 諸支出金	12,642
30 予備費		15,000
	30 予備費	15,000
歳 出 合 計		11,983,000





## 第23号議案

### 平成29年度芦屋市下水道事業特別会計予算

平成29年度芦屋市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,783,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 分担金及び負担金		千円 11,952
	01 負担金	11,952
02 使用料及び手数料		1,056,809
	01 使用料	1,056,588
	02 手数料	221
03 国庫支出金		66,595
	02 国庫補助金	66,595
04 県支出金		10,983
	03 県委託金	10,983
07 繰入金		1,080,672
	07 繰入金	1,080,672
08 繰越金		1
	08 繰越金	1
09 諸収入		3,588
	20 雑入	3,588
10 市債		552,400
	10 市債	552,400
歳 入 合 計		2,783,000

歳 出

款	項	金 額
01 下水道総務費		千円 1,000,246
	01 下水道管理費	241,363
	02 維持管理費	758,883
02 下水道施設建設費		598,479
	02 下水道施設建設費	598,479
03 公債費		1,182,275
	03 公債費	1,182,275
30 予備費		2,000
	30 予備費	2,000
歳 出 合 計		2,783,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
兵庫東流域下水汚泥 処理事業負担金	平成30年度から 平成59年度まで	千円 元金17,500に利息 相当額を加算した額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 552,400	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えすることができる。



## 第24号議案

### 平成29年度芦屋市公共用地取得費特別会計予算

平成29年度芦屋市の公共用地取得費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山中 健

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 財産収入		千円 656,911
	02 財産売却収入	656,911
02 繰入金		2,613,883
	02 繰入金	2,613,883
03 繰越金		1
	03 繰越金	1
04 諸収入		98,105
	20 雑入	98,105
05 市債		1,731,100
	05 市債	1,731,100
歳 入 合 計		5,100,000



歳 出

款	項	金 額
01 用地費		千円 11,106
	01 用地買収費	11,106
02 公債費		4,602,894
	02 公債費	4,602,894
03 諸支出金		485,000
	03 諸支出金	485,000
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		5,100,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得 事 業	千円 1,731,100	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えすることができる。

## 第25号議案

### 平成29年度芦屋市都市再開発事業特別会計予算

平成29年度芦屋市の都市再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ228,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
04 国庫支出金		千円 50,111
	02 国庫補助金	50,111
06 財産収入		7,113
	01 財産運用収入	7,113
08 繰入金		167,752
	08 繰入金	167,752
09 繰越金		1
	09 繰越金	1
10 諸収入		3,023
	20 雑入	3,023
歳 入 合 計		228,000

歳 出

款	項	金 額
01 都市再開発事業費		千円 227,000
	01 芦屋駅北地区再開発事業費	13,529
	02 芦屋駅南地区再開発事業費	213,471
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		228,000



第26号議案

平成29年度芦屋市駐車場事業特別会計予算

平成29年度芦屋市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
03 使用料及び手数料		千円 49,000
	01 使用料	49,000
08 繰入金		77,999
	08 繰入金	77,999
09 繰越金		1
	09 繰越金	1
歳 入 合 計		127,000



歳 出

款	項	金 額
01 駐車場事業費		千円 70,227
	01 駐車場事業費	70,227
02 公債費		55,773
	02 公債費	55,773
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		127,000



## 第27号議案

### 平成29年度芦屋市介護保険事業特別会計予算

平成29年度芦屋市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,077,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 介護保険料		千円 1,914,188
	01 介護保険料	1,914,188
03 使用料及び手数料		294
	02 手数料	294
04 国庫支出金		2,007,696
	01 国庫負担金	1,526,719
	02 国庫補助金	480,977
05 支払基金交付金		2,419,772
	05 支払基金交付金	2,419,772
06 県支出金		1,214,575
	01 県負担金	1,113,207
	03 県補助金	101,368
08 財産収入		66
	01 財産運用収入	66
10 繰入金		1,519,553
	01 一般会計繰入金	1,377,175
	02 基金繰入金	142,378
11 繰越金		1
	11 繰越金	1
13 諸収入		855
	01 延滞金, 加算金及び過料	800
	10 雑入	55
歳 入 合 計		9,077,000

歳 出

款	項	金 額
01 総務費		千円 232,165
	01 総務管理費	143,951
	03 介護認定審査会費	88,214
02 保険給付費		8,125,850
	01 介護サービス等諸費	8,122,850
	05 市特別給付費	3,000
05 地域支援事業費		706,218
	02 介護予防・生活支援サービス事業費	446,895
	03 一般介護予防事業費	72,301
	04 包括的支援事業・任意事業費	187,022
06 基金積立金		66
	06 基金積立金	66
09 諸支出金		2,701
	01 償還金及び還付加算金	2,701
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		9,077,000



## 第28号議案

### 平成29年度芦屋市宅地造成事業特別会計予算

平成29年度芦屋市の宅地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ184,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 財産収入		千円 160,000
	01 財産売却収入	160,000
02 繰入金		24,000
	02 繰入金	24,000
歳 入 合 計		184,000



歳 出

款	項	金 額
01 宅地造成事業費		千円 183,700
	01 宅地造成事業費	183,700
30 予備費		300
	30 予備費	300
歳 出 合 計		184,000



## 第29号議案

### 平成29年度芦屋市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成29年度芦屋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,097,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		千円 1,842,420
	01 後期高齢者医療保険料	1,842,420
02 使用料及び手数料		154
	01 手数料	154
03 繰入金		242,795
	01 一般会計繰入金	242,795
04 繰越金		1
	01 繰越金	1
05 諸収入		11,630
	01 延滞金, 加算金及び過料	519
	02 償還金及び還付加算金	3,600
	04 雑入	7,511
歳 入 合 計		2,097,000

歳 出

款	項	金額
01 総務費		千円 28,461
	01 総務管理費	27,616
	02 徴収費	845
02 後期高齢者医療広域連合納付金		2,063,939
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	2,063,939
03 諸支出金		3,600
	01 償還金及び還付加算金	3,600
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,097,000



第30号議案

平成29年度芦屋市<sup>打出</sup><sub>芦屋</sub>財産区共有財産会計予算

平成29年度芦屋市の<sup>打出</sup><sub>芦屋</sub>財産区共有財産会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月21日提出

芦屋市<sup>打出</sup><sub>芦屋</sub>財産区共有財産管理者

芦屋市長 山 中 健

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
02 財産収入		千円 8,498
	01 財産運用収入	8,497
	02 財産売却収入	1
04 繰越金		1
	04 繰越金	1
05 諸収入		1
	20 雑入	1
歳 入 合 計		8,500



歳 出

款	項	金 額
01 財産区総務費		千円 8,200
	01 財産区総務管理費	8,200
30 予備費		300
	30 予備費	300
歳 出 合 計		8,500



第31号議案

平成29年度芦屋市<sup>三条</sup><sub>津知</sub>財産区共有財産会計予算

平成29年度芦屋市の<sup>三条</sup><sub>津知</sub>財産区共有財産会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月21日提出

芦屋市<sup>三条</sup><sub>津知</sub>財産区共有財産管理者

芦屋市長 山 中 健

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 財産収入		千円 542
	01 財産運用収入	541
	02 財産売却収入	1
02 繰入金		1
	02 繰入金	1
03 繰越金		1,456
	03 繰越金	1,456
04 諸収入		1
	20 雑入	1
歳 入 合 計		2,000

歳 出

款	項	金 額
01 財産区総務費		千円 1,800
	01 財産区総務管理費	1,800
30 予備費		200
	30 予備費	200
歳 出 合 計		2,000